

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目次

- ◇ 告 示 保安林の指定
解除予定の保安林
保安林の指定の解除
土地改良事業計画の適否の決定(三件)
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(二件)
- ◇ 選管告示 参議院地方選出議員選挙における候補者の收支報告書の
要旨
- ◇ 公 告 火薬類取扱保安責任者試験の実施
理容師試験等の実施
- ◇ 正 誤 昭和四十八年十二月鳥取県告示第五十一号中訂正
昭和四十九年五月鳥取県告示第四百八十一号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和四十九年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

保安林の所在場所

鳥取市伏野字石山ノ鼻二二五六の六二、二二五六の六四、二二五六の

六五

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

鳥取県告示第七百四十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字雨滝字保木七六二の二、七七一の二、七七二の二

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路敷地とするため

鳥取県告示第七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十九年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字下神字東灘山一〇六八の二一から一〇六八の二七まで、字西灘山一二三三の二、一二三二、一二四八の一

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百五十一号

昭和四十九年八月七日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（富吉地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年九月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十二号

昭和四十九年七月二十日付けで大栄町から申請のあつた土地改良（上坂地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年九月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十三号

昭和四十九年七月二十日付けで大栄町から申請のあつた土地改良(東峯地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年九月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第十条第一項の規定に基づき、末恒団地第二土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

第一工区

昭和四十七年九月十九日から昭和五十年三月三十一日まで

第二工区

昭和四十八年一月十二日から昭和五十年三月三十一日まで

三 施行地区

第一工区

鳥取市三津字鳥打場ノ二、字東澤、字入江及び字山崎の各一部

第二工区

鳥取市三津字入江、字番屋敷及び字山崎並びに伏野字焼山ノ一、字塚松の上及び字中ノ茶屋裏の各一部

四 土地区画整理事業の名称

末恒団地第二土地区画整理事業

五 事務所所在地

鳥取市東町一丁目三百十九番地

六 施行認可の年月日

昭和四十七年九月十四日

七 変更認可の年月日

昭和四十九年九月六日

鳥取県告示第七百五十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第十条第一項の規定に

基づき、末恒団地第三土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

第一工区

昭和四十八年七月二十四日から昭和五十年三月三十一日まで

第二工区

昭和四十八年七月二十四日から昭和五十一年三月三十一日まで

三 施行地区

第一工区

鳥取市三津字入江及び字赤瀬の各一部

第二工区

鳥取市三津字狭間戸ノ式、字赤瀬、字石原、字三石、字入江、字番

屋敷、字西山、字山崎及び字石原平の各一部

四 土地区画整理事業の名称

末恒団地第三土地区画整理事業

五 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目三百十九番地

六 施行認可の年月日

昭和四十八年七月十八日

七 変更認可の年月日

昭和四十九年九月六日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された昭和四十九年七月七日執行の参議院地方選出議員選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和四十九年九月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和49年7月7日執行参議院地方選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 7,646,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	石 徹 二 朗	所属党派	自由民主党	期間	7月6日から7月31日まで 第2回分
出納責任者氏名	山 田 隆次郎				

収入	支出	56,538円
	通信費	
	今回計	56,538
前回計		4,463,776
今回計		5,000,000
前回計		5,500,000
総計		4,520,314
総計		5,500,000

報告書受理年月日 昭和49年8月6日 第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和49年7月7日執行参議院地方選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 7,646,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	北 尾 才 智	所属党派	日本社会党	期間	7月23日から8月22日まで 第2回分
出納責任者氏名	原 田 忠 治				

収入	支出	24,000円
	家屋費	
	選挙事務所費	24,000
今回計		235,582
前回計		2,537,625
今回計		6,480,000
前回計		6,480,000
総計		2,773,207
総計		6,480,000

報告書受理年月日 昭和49年8月23日 第2回報告分

公 告

火業類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第3項の規定により、甲種火業類取扱保安責任者試験及び乙種火業類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和49年9月10日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の種類及び試験科目

(1) 試験の種類

ア 甲種火業類取扱保安責任者試験

イ 乙種火業類取扱保安責任者試験

(2) 試験科目

ア 火業類取締に関する法令

イ 一般火業学

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和49年10月27日（日曜日）午前10時から12時まで

(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

(3) 写真

手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはり付けること。

(4) 戸籍抄本

なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県火業保安協会に備えてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料 700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはり付けること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書の受付期間

昭和49年9月17日から昭和49年9月30日まで（郵送による場合は、9月30日までの消印があるものは有効とする。）

6 受験票

受験願書を受け付けたときは、受験票を交付する。

理容師法（昭和22年法律第234号）第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和49年9月10日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和49年10月14日 午前10時から
 場所 倉吉市鞆城 鳥取県中部総合事務所会議室

(2) 実地試験

日時 昭和49年10月28日 午前9時から
 場所 鳥取市上町 学校法人鳥取県美容専門学校

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において、昼間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上、通信課程にあつては2年以上理容師又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後、1年以上の実地習練を経たもの

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者

(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) 理容師試験にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令(昭和28年厚生省令第64号)附則第3項各号に規定する者、美容師試験にあつては美容師法施行規則(昭和32年厚生省令第43号)附則第9項各号に規定する者

3 試験の方法

(1) 試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格

した者でなければ受けることができない。

(2) 昭和47年4月以後に鳥取県知事が行つた理容師試験又は美容師試験の学科試験のみに合格した者については、理容師法施行令(昭和28年政令第282号)第5条第4項又は美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第2条第4項の規定により、今回の学科試験を免除する。

4 試験の科目及び事項

理容師法施行規則(昭和33年厚生省令第41号)第19条又は美容師法施行規則第19条に規定する科目及び事項について行う。

5 出題の方法

(1) 願書の提出期間

昭和49年9月12日から昭和49年10月3日まで(郵送のものについては、昭和49年10月3日までの消印のあるものは有効とする。)

(2) 願書の提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所

イ 県外居住者 (〒680) 鳥取市東町1丁目220 鳥取県衛生環境部衛生課

(3) 提出書類

ア 受験願書(別記様式によること。)

イ 履歴書(最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行つた場所及び期間を記載すること。)

ウ 指定養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書

エ 実地習練を終了したことを証する書面

オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

カ 写真(出願前6箇月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面上半身の

もので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)
 (4) 3の(2)により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類に代えて、知事の発行した理(美)容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。

6 試験手数料及びその納付方法等

- (1) 試験手数料 1,000円
- (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印をしないこと。
- (3) 納付した手数料は、還付しない。

7 試験場に持参するもの

- (1) 学科試験 受験通知書、筆記用具及び昼食
 - (2) 実地試験
 - ア 受験通知書、昼食及び上ばき
 - イ 理容師試験を受ける者
 - (イ) 白衣
 - (ロ) 調髪及び顔そりに必要な器具等
 - (ハ) 応急薬品
 - ウ 美容師試験を受ける者
 - (イ) 白衣
 - (ロ) コールド・パーマメントウエアー等の施術上必要な器具、材料及び化粧品
 - (ハ) 応急薬品
- 8 実地試験のモデルは、各自が同伴すること。この場合、理容師試験の

モデルは、調髪後2週間以上経過した者で角刈りではないものとし、美容師試験のモデルは、なるべく年齢18歳から30歳までの者で髪に著しい癖のないものであること。

9 その他

- (1) 出願者には、試験の日の前日までに受験通知書を郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。
- (2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県衛生環境部衛生課に照会すること。
- (3) 文書による照会は、20円切手を同封すること。

別記様式(用紙は、B列5番とすること。)

証 紙
はりつけ欄

理容師(美容師)受験願書

本 籍 住 所(番地及び〇〇方も記入すること。)
郵便番号
氏 名
年 月 日 生

理容師法第2条第1項(美容師法第4条第1項)の規定による理容師
(美容師)試験を受験したいので、別紙関係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日
氏 名
鳥取県知事 平林鴻三殿
㊟

(注) 該当するところを○で囲むこと。

受験回数
学科試験 初回 2回目 3回目 4回目 5回目
実地試験 初回 2回目 3回目 4回目 5回目

正 誤

昭和四十八年十二月鳥取県告示第十五十一号(解除予定の保安林について) 中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
二 上 終わりから七 字小神馬 字小神場

昭和四十九年五月鳥取県告示第四百八十一号(解除予定の保安林について) 中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
二 上 十二 字大口縄原山 字大口縄原山